



# 新年を迎えて

弥富市教育委員会 教育長 奥山 巧

明けましておめでとうございます。新春を謹んでお慶び申し上げます。

日ごろより市民の皆様には、市の教育行政、学校教育の推進につきまして、深い御理解と温かい御支援を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年は、前年に引き続きノーベル医学・生理学賞の受賞者に、「オートファジー」と呼ばれる仕組みを解明した東京工業大学栄誉教授の大隅良典さんが選ばれました。このオートファジーの研究でパーキンソン病などの予防法や治療法の開発につながるのではないかと期待されています。大隅さんは子どもたちへのメッセージとして「あれっと思うことが世の中にたくさんあると思うので、その気付きを大切にしてい」と、「気付き」を強調されています。教育の現場でも、以前の教師主導の教え込む授業では、知識や技は全員に公平に伝えることはできても、一人ひとりに定着させていくことは難しいものです。しかし、自分の考えを人に伝えたり、人の考えを聞いたり、グループで議論したり、実際に見たり聞いたり体験したりしたなかで「やっぱりそうだったんだ。」また「全然自分の考えとは違っていた。自分の考えは甘かった。」などと、いろいろな活動の中で擦りあわせながら気付いたことは腹の中にストンと落ちます。そして子ども

たちは確固たる自分の考えを持つのです。これが「生きる力」となっていくます。弥富市の小中学校十一校ではこのように「アクティブ・ラーニング」と呼ばれる教育を数年前から盛んに行っており、子どもの「気付き」を大切にしています。毎年十一月に行う中学二年生の広島研修では戦争、平和、人類といった大きなテーマでの「気付き」を体験しています。更に平成三十年代から教科化される「道徳」には先進的に「アクティブ・ラーニング」を取り入れて取り組んでいきます。どうか授業参観等で新しい授業形態を覗かれ、皆様にも授業が変わったことに気付いてもらえば幸いです。今後とも基礎的学力は確実に定着させ、「気付き」を大切にしながら教育実践を推進していく所存です。

今年も魅力ある学校・信頼される学校づくりを目指し、生涯教育の発展、図書館・歴史民俗資料館の充実に努力してまいります。

市民の皆様におかれましては、これからもいっそうの御支援・御協力を賜りますようお願い申し上げます。

本年が、皆様にとって幸多い年となりますよう御祈念し、私のごあいさついたします。

平成二十九年元旦

## 確定申告 についてのお知らせ

### 市役所申告会場変更のお知らせ

市役所事務室の仮移転に伴い市役所申告会場が変更になります。今回の変更に伴い、市民の皆様にはご不便をおかけすることになりますが、ご理解とご協力をお願いいたします。

《市役所申告会場》  
総合社会教育センター1階 公民館ホール



総合社会教育センター

### 市役所申告会場

▽相談期間  
2月16日(木)～3月15日(水)(土・日曜除く)  
▽ところ  
総合社会教育センター1階 公民館ホール  
▽相談時間  
午前の受付 午前8時45分～11時  
午後の受付 午後1時～4時  
※混雑状況によっては、午前の受付時間中に来場されても午後の相談になる場合があります。お急ぎの方は税務署申告会場(津島商工会議所・7ページ参照)においても確定申告会場を開設していますのでご利用ください。

申告期限終了間近になりますと会場は大変混雑し、長時間お待ちいただくことが予想されます。

お早めに準備して期限内に申告を済ませてください。また、確定申告が不要の方で市県民税の申告が必要な方も3月15日(水)まで総合社会教育センター公民館ホールにて受付をしますので、お早めに申告を済ませてください。

《今回の申告から個人番号(マイナンバー)を記入する必要があります。》

#### 申告が必要な方は

▽一般の方の場合  
事業をしている方、土地や建物を貸し付けしている方などで、平成28年中の合計所得が所得控除(基礎控除・配偶者控除・扶養控除など)の総額を超える方

#### ▽サラリーマンの場合

・給与の年間収入が2千万円を超える方  
・給与を1か所から受けていて、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)の合計額が20万円を超える方  
・給与を2か所以上から受けていて、年末調整をされなかった給与の収入金額と、各種の所得金額(給与所得、退職所得を除く)との合計金額が20万円を超える方など

▶平成28年中所得分の確定申告(および市県民税の申告)より個人番号(マイナンバー)を記入する必要があります。

平成28年中所得分の確定申告(および市県民税の申告)より、申告書に個人番号を記入する必要があります。個人番号を記入した申告書を提出する際には、

「①申告者の番号確認」と「②申告書提出される方の本人確認」を実施しますので、次の書類をご持参ください。

#### ①番号確認に必要な書類

個人番号カード、通知カード、個人番号が記載された住民票など  
※番号を確認するのは申告者の方の番号のみです。扶養親族の方の番号確認は行いませんが、申告書に記入欄がありますので、あらかじめメモなどに控えてきてください。

#### ②本人確認に必要な書類

○1点で本人確認ができる書類  
個人番号カード、住民基本台帳カード(顔写真有り)で有効期限内のもの、運転免許証、パスポート、障害者手帳など  
○2点で本人確認ができる書類  
各種保険証、住民基本台帳カード(顔写真無し)で有効期限内のもの、年金手帳など

▽代理で申告書を出す場合には、委任状が必要となります。申告者が来場できない際に、代理で家族の方などが申告書を提出す